

船舶事故等調査報告書

平成25年10月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第167号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成24年8月19日（日） 15時40分ごろ
発生場所	広島県廿日市市厳島南西方沖 広島県大竹市所在の大竹港小方一文字防波堤南灯台から真方位081° 1.95海里付近 （概位 北緯34° 14.3′ 東経132° 16.1′）
事故等調査の経過	平成24年9月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ^{みやもと} 宮本丸、1.3トン
船舶番号、船舶所有者等	HS3-43040（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	プロペラに損傷
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、友人4人を乗せ、船首約0.35m、船尾約2.05mの喫水で厳島南西岸を発して南西進中、平成24年8月19日15時40分ごろ厳島南西方沖の干出岩に乗り揚げた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 4、視界 良好 海象：潮汐 下げ潮の末期、潮高 約53cm
その他の事項	船長は、本事故発生場所を通航するのは初めてであった。 船長は、事前に潮汐表を使って潮汐を調べていたが、厳島南西方沖の干出岩の存在を知らなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、厳島南西方沖を南西進中、船長が同島南西方沖の干出岩を知らなかったことから、同干出岩に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、厳島南西方沖を南西進中、船長が同島南西方沖の干出岩を知らなかったため、同干出岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・事前に航行海域の水路調査を行うこと。